



【磐田市】低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成

住民税非課税世帯等の方への、初回の妊娠判定受診にかかる費用を一部助成します。

* 対象者

医療機関を受診した日に磐田市に住民票があり、住民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方で、次の条件に当てはまる方

- 妊娠判定のために産科医療機関を受診した方
- 世帯の課税状況の確認に同意すること
- 医療機関等の関係機関との情報共有に同意すること

※令和5年4月1日以降に、初回産科受診したものに限りです。

※保険診療となった場合は、助成の対象外となります。



* 助成対象費用

初回の妊娠判定受診にかかる費用

* 助成額

妊婦1人当たり10,000円を上限として償還払いにより助成します。

※助成上限額と実際に自費で受診した健診費用を比較して、低い金額が助成額となります。

* 申請方法

医療機関に受診した日から6カ月以内に申請してください。

詳細については、市のホームページをご覧ください。下記問い合わせ先へご連絡ください。

【申請に必要なもの】

- 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書(名前、診療年月日、医療機関名が記載されたもの)
- 申請者の振込先口座が分かるもの(ゆうちょ銀行は通帳)

* 問い合わせ先

磐田市こども未来課:磐田市国府台 57-7(i プラザ3階)

TEL:0538-37-2012

FAX:0538-37-4631



← 市のホームページ